農薬専門調査会の運営体制に関する事項 (平成18年5月30日農薬専門調査会決定)

(総則)

第1条 農薬専門調査会の運営については、「食品安全委員会専門調査会運営規程」(平成15年7月9日食品安全委員会決定。以下「運営規程」という。)その他の食品安全委員会決定に定めるもののほか、この決定の定めるところによる。

(幹事会の設置)

- 第2条 農薬専門調査会に幹事会を置く。農薬専門調査会は、幹事会の議決をもって農薬 専門調査会の議決とする。
- 2 幹事会は、以下の各号に規定する事項を処理する。
 - 一 農薬専門調査会において調査審議すべき事項について、部会を指定して調査 審議させること。
 - 二 前号の規定により部会が調査審議した結果について調査審議すること。
 - 三 その他農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
- 3 幹事会は、農薬専門調査会及び部会の座長並びに農薬専門調査会の座長が指名する専門委員により構成する。
- 4 幹事会に座長を置き、農薬専門調査会の座長がその職務を行う。
- 5 幹事会の座長は、幹事会の事務を掌理する。
- 6 幹事会の座長に事故があるときは、幹事会に属する専門委員のうちから幹事会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(総合評価部会の設置)

- 第3条 農薬専門調査会に総合評価第一部会及び総合評価第二部会(以下「総合評価部会」 と総称する。)を置く。
- 2 総合評価部会においては、食品安全基本法第24条第1項に係る農薬の食品健康影響評価(第4条第1項の確認評価部会において調査審議するものを除く。)について調査審議するほか、暫定基準が設定された農薬であって国際リスク評価機関においてADI(一日摂取許容量)の設定ができないとされたもの及び食品を通じて国民が摂取する量が比較的多いもの(以下「優先物質」という。)の食品健康影響評価その他の幹事会が指定する事項について調査審議する。
- 3 総合評価部会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、農薬専門調査会 の座長が指名する。
- 4 総合評価部会に座長を置き、農薬専門調査会の座長が指名する。
- 5 総合評価部会の座長は、当該総合評価部会の事務を掌理する。
- 6 総合評価部会の座長に事故があるときは、当該総合評価部会に属する専門委員のうちから農薬専門調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 原則として、総合評価部会はそれぞれ単独で開催される。ただし、総合評価部会の座 長は、必要により、当該総合評価部会に属さない専門委員に対し、当該総合評価部会に 出席を求めることができる。

(確認評価部会の設置)

- 第4条 農薬専門調査会に確認評価第一部会、確認評価第二部会及び確認評価第三部会 (以下「確認評価部会」と総称する。)を置く。
- 2 確認評価部会は、暫定基準が設定された農薬であって優先物質以外のもののうち幹事 会が指定するものの食品健康影響評価について調査審議する。

- 3 確認評価部会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、農薬専門調査会 の座長が指名する。
- 4 確認評価部会に座長を置き、農薬専門調査会の座長が指名する。
- 5 確認評価部会の座長は、当該確認評価部会の事務を掌理する。
- 6 確認評価部会の座長に事故があるときは、当該確認評価部会に属する専門委員のうち から農薬専門調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 原則として、確認評価部会はそれぞれ単独で開催される。ただし、確認評価部会の座長は、必要により、当該確認評価部会に属さない専門委員に対し、当該確認評価部会に 出席を求めることができる。

(雑則)

- 第5条 幹事会、総合評価部会及び確認評価部会の運営については、前条までに定めるもののほか、運営規程その他の食品安全委員会決定に準ずるものとする。
- 2 この決定に定めるもののほか、農薬専門調査会の運営に関し必要な事項は、農薬専門調査会の座長が農薬専門調査会に諮って定める。

農薬専門調査会の評価体制

幹事会

うぇじ まさら 上路 雅子 (独)農業環境技術研究所理事

大澤 貫寿 東京農業大学長

ッさり しょう こ 小澤 正吾 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター

薬理部第三室長

変異遺伝部長

病理部長

柳井 徳磨 岐阜大学応用生物科学部助教授

ました みどり 吉 田 緑 (独)放射線医学総合研究所放射線防護研究センター

発達期被ばく影響研究グループ研究員

総合評価第一部会

赤池 昭紀 京都大学大学院薬学研究科教授

うえじ まさこ 上路 雅子 (独)農業環境技術研究所理事

小林 裕子 (社)日本植物防疫協会研究所技術顧問

ずすき かっし 鈴木 勝士 日本獣医生命科学大学獣医学部教授

高木 篤也 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター

毒性部第三室長

津田 洋幸 名古屋市立大学大学院医学研究科教授

変異遺伝部長

総合評価第二部会

石井 康雄 東京農業大学客員教授 兼

(財)日本植物調節剤研究協会技術顧問

江 馬 眞 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター

総合評価研究室長

大澤 實寿 東京農業大学長

太田 敏博 東京薬科大学生命科学部助教授

小澤 正吾 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター

薬理部第三室長

津田 修治 岩手大学農学部教授

でがゎ まさくに 出川 雅邦 静岡県立大学薬学部教授

病理部長

ました みどり 吉 田 緑 (独)放射線医学総合研究所放射線防護研究センター

発達期被ばく影響研究グループ研究員

確認評価第一部会

白井 健二 元筑波大学大学院生命環境科学研究科教授

大谷 浩 島根大学医学部副学部長

営徒 順営 (独)沖縄科学技術研究基盤整備機構シニア・リサーチ・オフィサー

佐女木 有 八戸工業高等専門学校物質工学科教授

玉井 郁色 東京理科大学薬学部教授

中澤 憲一 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター

薬理部長

松本清司 信州大学医学部助教授

確認評価第二部会

世村 廣人 名城大学農学部教授

納屋 聖人 (独)産業技術総合研究所化学物質リスク管理研究センター

主任研究員

布柴 達男 東北大学大学院生命科学研究科助教授

根岸 发惠 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科助教授

確認評価第三部会

成瀬 一郎 鳥取大学医学部教授

藤本 成萌 広島大学原爆放射線医科学研究所助教授

柳井 徳磨 岐阜大学応用生物科学部助教授

世崎 浩史 昭和薬科大学薬物動態学教授

與語 靖洋 (独)農業環境技術研究所有機化学物質研究領域長

者栗 忍 (財)食品薬品安全センター秦野研究所研究員補

座長、 座長代理

五十音順、敬称略

ポジティブリスト制度の導入に係る農薬専門調査会の評価体制について

幹事会(10人)

農薬専門調査会座長()、各部会座長() 農薬専門調査会座長が指名する専門委員()

総合評価部会による 審議結果を幹事会に報告 確認評価部会による 審議結果を幹事会に報告

総合評価第1部会(9名)

鈴木 勝士(座長)

(日獣生科大教授·生殖) 平塚 明

(東京薬科大教授:動物代謝)

上路 雅子

(農環研理事・植物代謝)

小林 裕子

(日植防研技術顧問・残留)

長尾 哲二

(近大教授・生殖)

津田 洋幸

(名古屋市立大教授·毒性)

高木 篤也

(国衛研室長・毒性)

赤池 昭紀

(京都大教授·神経毒性)

(国衛研部長・遺伝毒性)

総合評価第2部会(9名)

小澤 正吾(座長)

(国衛研室長・動物代謝)

唐瀬 雅雄

(国衛研部長·毒性)

出川雅邦

(静岡県大教授・動物代謝)

大澤 雪寿

(東農大学長・残留)

石井 康雄

(植調研技術顧問・植物代謝)

(国衛研室長・生殖)

津田 修治

(岩手大教授·毒性)

吉田 緑

(放医総研研究員・毒性)

太田 敏博

(東京薬科大助教授・遺伝毒性

三枝 順三(座長)

(沖縄科技研

シニア・リサーチ・オフィサー・毒性)

玉井 郁巳

(東京理大教授:動物代謝)

臼井 健二

(元筑波大教授·植物代謝)

大谷 浩

(島根大副学部長・生殖)

松本 清司

(信州大助教授・毒性)

中澤 憲一

(国衛研部長・神経毒性)

佐々木 有

(八戸高専教授·遺伝毒性)

確認評価第1部会(7名 | 確認評価第2部会(7名) | | 確認評価第3部会(6名)

山手 丈至(座長)

(大阪府大助教授·毒性)

細川 正清

(千葉科学大教授·動物代謝)

田村 廣人

(名城大教授·植物代謝)

納屋 聖人

(産総研主任研究員・生殖)

泉 啓介

(徳島大教授·毒性)

布柴 達男

(東北大助教授・遺伝毒性)

根岸 友惠

(岡山大助教授・遺伝毒性)

柳井 徳磨(座長)

(岐阜大助教授·毒性)

山崎 浩史

(昭和薬科大教授:動物代謝)

與語 靖洋

(農環研領域長・植物代謝)

藤本 成明

(広島大助教授・毒性)

成瀬 一郎

(鳥取大教授·生殖)

若栗 忍

(秦野研研究員補·遺伝毒性)

:農薬専門調査会の座長、 : 各部会の座長

:農薬専門調査会座長が指名する専門委員

当面の間、確認評価部会座長は、総合評価部会に属する専門委員の出席を求める。